

## 鹿児島県男女共同参画推進条例

(平成13年12月21日鹿児島県条例第56号)

### 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第8条）

### 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止（第9条）

### 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第16条）

### 第4章 鹿児島県男女共同参画審議会（第17条—第24条）

### 附則

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が均等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまでも、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化に進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊要かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

### 第1章

#### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される

ことにより、男女が当該活動に参画、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

#### （基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）における方針に立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員として役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### （県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理

念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、県民及び市町村と連携を図るものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県の責務)

第6条 県民は、家庭、職が、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村への要請及び支援)

第7条 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

- 2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

## 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

第9条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い
- (2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する暴力行為(精神的苦痛を著しく与える行為を含む。)

## 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。

- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習に充実に努めるものとする。

(調査研究)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等の申出)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

- 2 県は、第9条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第16条 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。

- 2 男女共同参画週間は、毎年7月25日から同月31日までとする。  
3 県は、男女共同参画週間の趣旨にふさわしい専業を実施するよう努めるものとする。

#### 第4章 鹿児島県男女共同参画審議会

(審議会)

第17条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。  
(1) 基本計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。  
(2) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。  
3 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べるができる。

(組織)

第18条 審議会は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員20人以内をもって組織する

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会は、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。  
3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。  
4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第22条 審議会は、専門の事項を調査するために必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、総務部県民生活局において処理する。

(平21条例14・一部改正)

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。  
2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

#### 附 則（平成21年3月27日条例14号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 「伊佐市の男女共同参画基本計画の策定に向けた提言書」

平成 22 年 10 月 26 日

伊佐市長 隈元 新 様

伊佐市男女共同参画推進協議会  
会長 中川 伸子

### 伊佐市の男女共同参画基本計画策定に向けた提言について

伊佐市の男女共同参画推進協議会では、市の男女共同参画基本計画の策定に対する提言を行うために、市民意識調査やグループインタビューによって、市民の皆さんが日頃から感じておられることや暮らしの実態を把握することに努めてきました。

これらの結果を踏まえて、伊佐市の男女共同参画基本計画の基本的な事項と同計画に盛り込んでいただきたい6つの重点項目を提言します。

私たちのまちが、多様な立場を生活している一人ひとりにとって安心して豊かに暮らしやすいまちであるためには、人権の尊重を基盤としながら、これらが男女共同参画基本計画の策定に十分反映され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが推進されることを期待します。

#### 《重点項目》

- 1 性別による固定的役割分担意識の解消
- 2 あらゆる分野における男女共同参画の推進
- 3 一人ひとりが、多様な生き方のできる環境づくり
- 4 政策・方針決定の場における女性の参画
- 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境の整備
- 6 人権が尊重され、だれもが安心して暮らせる社会づくり

## 1 性別による固定的役割分担意識の解消

本市でも未だ家庭・地域などあちこちで、「女のくせに・男のくせに」など性別による決めつけや、男女の役割を固定化するような慣習及び社会制度がみられます。これが男女共同参画社会の実現を遅らせている一つの要因ではないでしょうか。

このような、性別で決めてしまうことの適・不適については、子どもから大人にいたるまで理解を深め、男女共同参画社会の実現に向けて更なる取り組みをしていかななくてはなりません。

また、学校教育のなかでは、以前に比べ男女平等意識は確立されてきていますが、人間の意識や価値観は、幼少期から学校・家庭・地域の中で培われていくことを考えると、教育の効果を忘れてはなりません。

このように、男女平等意識づくりには、家庭・地域での古いしきたりや慣習なども見直し、さらに男性のための施策も考えながら、幅広く女性の声を市政に反映できる環境づくりも工夫して欲しいものです。

女性の積極的な社会参画を期待し、これを実現するためには男性の意識改革はもとより、男女の役割分担や協力関係の見直しなど、理解が得られるような施策を進めて欲しいものです。

## 2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

本市でも、永年にわたる男尊女卑の風習が依然として残っており、家庭においては、家事・育児・介護など女性が担うことが多く、職場・地域社会においては、役職など男性への負担の偏りが見られます。

男女が共に家庭生活と職業生活の両立ができるようにするためには、長時間の労働や過剰のストレスから解放されるような働き方や環境の見直し、お互い尊重し合いながら仕事や家庭生活、地域活動（ボランティア）などへ参画できるようにすることが大切です。

このように家庭生活における家事・育児のみならず、あらゆる分野において男女が責任の共有化を図ることによって、性別による役割分担の解消と同時に、男女雇用機会均等へも結びつくものと思われまます。

## 3 一人ひとりが、多様な生き方のできる環境づくり

性別による固定的な役割分担意識の強い本市では、自分らしく一人ひとりが尊重され、それぞれが求める多様な生き方の選択を支える社会環境の整備が、まだまだ十分とは言えません。

男女がともに仕事も家庭生活も満足感をもって自分らしく生きていくためには、雇用環境を見直し、安心して子育てや介護のできる環境及び支援体制など、だれもが個性と能力を発揮できる多様な環境の整備が必要です。

## 4 政策・方針決定の場における女性の参画

いろいろな政策・方針・計画を立案し、それを決定していく場では、男女がともに関わることで、そこにまた新しい視点が加わることにより、様々な立場の人に配慮した政策・方針などが生まれ、実施も可能となります。

本市では、女性の登用比率の目標を30パーセントと定め、これに近づくような取り組みがなされてきましたが、現状は市議2名、教育委員1名、農業委員2名など女性の

参画はまだまだ十分とは言えません。

このような状況を踏まえ、あらゆる分野で女性の参画を促進するために女性の自覚を積極的に促すとともに、女性が参画する能力を身につけられるようなリーダー養成講座の実施や女性のための研修の場を設けるなど、人材育成や女性のエンパワーメントのための支援に努めるとともに、各種登用に関わる条例・規則・慣行・しきたりなどの見直しが必要です。

## 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境の整備

本市が行った「伊佐市男女共同参画についての市民意識調査」によると、女性への暴力が依然として高い割合を占めています。また、平成21年度に伊佐市と民間で受けた相談件数は47件となっていますが、この数字はほんの一部にしか過ぎません。

暴力は、性別や間柄を問わず決して許されるものではありません。固定的な性別役割分担意識や男女の優劣・上下関係等による社会の構造的な問題として暴力をとらえ、その根絶に向けた取り組みが必要です。

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント等の正しい理解と未然防止に向けた広報・啓発の推進、相談体制の充実、関係機関との連携など、DV等被害者を救済・支援するための環境整備を急がなければなりません。

## 6 人権が尊重され、だれもが安心して暮らせる社会づくり

地域づくりで大切なことは、子どもから高齢者まで男女が安心して豊かに暮らせる政策を推進することです。

近年、学校・家庭をはじめ、いたるところでいじめ問題が多発しています。特に未来を築く子どもたちに対する暴力は、人権に関する課題としても大切なことであり、男女共同参画意識の啓発などとともに考えていかなければなりません。人権侵害を受けやすい子どもたちや高齢者、心身に障がいをもつ人たちは、将来にわたって社会的な保護をしていかなければなりません。

男女が生涯を通じて、性別による差別などを受けることなく、お互いの性を尊重し合えるようなまちづくりに取り組むことが必要です。

## 伊佐市男女共同参画推進協議会設置要綱

平成20年11月1日

訓令第15号

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、市における男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的に推進するため、伊佐市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、男女共同参画社会づくりに関する諸問題について調査研究し、必要に応じて提言等を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の団体及び機関の代表者
- (3) 市内の企業及び事業所の代表者
- (4) 一般公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要に応じて専門家に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年11月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

# 伊佐市男女共同参画行政推進会議設置規程

平成20年11月1日

訓令第15号

(設置)

第1条 男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、伊佐市男女共同参画行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 女性の社会参画と地位向上のための施策及び推進に関すること。
- (3) 関係課等の男女共同参画に関する事務の連絡調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画の推進に関すること。

(委員)

第3条 推進会議の委員は、副市長及び別表第1に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

(組織)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は副市長、副会長は企画調整課長をもって充てる。

- 2 推進会議に第2条の所掌事務に関する具体的事項を審議するため、幹事会を置く。
- 3 幹事会は、別表第2に掲げる課等の職員で、当該課等の長又は会長が指名するもので組織する。
- 4 幹事会の代表者（以下「幹事長」という。）は、委員の互選により定める。
- 5 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 幹事会に必要に応じて、部会を置くことができる。

(会長等の任務)

第5条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在又は事故がある場合は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画調整課で処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務課長
企画調整課長
財政課長
税務課長
市民課長
農政課長
林務課
地域振興課長
建設課長
健康増進課長
福祉事務所長
会計課長
水道課長
教育委員会総務課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会社会教育課長
教育委員会学校給食センター所長
議会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長
収納課長
長寿支援課長
環境政策課長
文化スポーツ課長

別表第2（第4条関係）

総務課
企画調整課
財政課
税務課
市民課
農政課
林務課
地域振興課
建設課
健康増進課
福祉事務所
会計課
水道課
教育委員会総務課
教育委員会学校教育課
教育委員会社会教育課
教育委員会学校給食センター
議会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
収納課
長寿支援課
環境政策課
文化スポーツ課